

株式会社モダリス

Modalis Therapeutics Corporation

定 款

2025年3月27日改訂

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、株式会社モダリスと称し、英文では、Modalis Therapeutics Corporationと表記する。

第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、診断薬、試薬の開発、製造、売買及び輸出入
- (2) 医療機器、医療用具の開発、製造、売買及び輸出入
- (3) 栄養補助食品、栄養補助飲料、食品添加物、化学薬品及びその他各種薬品類の開発、製造、売買及び輸出入
- (4) 特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の産業財産権その他の無体財産権の取得・保有・管理・利用許諾・売買・賃貸借
- (5) 医学知識、臨床情報等の収集、分析及び提供
- (6) 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条 (機 関)

当会社は、株主総会及び取締役ほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、277,000,000株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第12条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、事業年度末から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第14条　（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条　（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条　（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条　（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章　取締役及び取締役会

第18条　（取締役の員数）

当会社の取締役(監査等委員である取締役は除く。)は、1名以上6名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、3名とする。

第19条　（取締役の選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役(監査等委員でない取締役)とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条 (取締役の任期)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。
4. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、社長1名を定め、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3. 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第23条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条　（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第25条　（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第26条　（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条　（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

2. 前項の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第28条　（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章　監査等委員会

第29条　（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第30条 (監査等委員会の決議要件)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

第31条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第32条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第33条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第34条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

第35条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て代表取締役が定める。

第36条 (会計監査人との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計 算

第37条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第38条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第39条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。